

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成16年11月 第2回訂正分)

株式会社メディカルー光

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成16年11月16日に東海財務局長に提出し、平成16年11月17日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成16年10月21日付をもって提出した有価証券届出書及び平成16年11月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し251株の売出しの条件並びにその他この募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成16年11月15日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には___を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成16年11月15日に決定された引受価額(261,800円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(280,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、日本証券業協会(以下「協会」という。)の定める公正慣習規則第1号(以下「規則」という。)第7条第1項第1号に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

欄外注記の訂正

(注)5の全文削除

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「発行価格」の欄：「未定(注)9」を「280,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)9」を「261,800円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)10」を「1株につき280,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 3 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき261,800円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 6 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。
- 7 発行価格の決定に当たっては、仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の(注)9をご参照下さい。
- 8 販売に当たりましては、協会の規則に定める株主数基準の充足、店頭登録後の株式の流通性の確保等を助案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を助案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を助案して決定する方針であります。
- 9 発行価格の決定に当たりましては、250,000円以上280,000円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。その結果、以下の点が特徴として見られました。
申告された総需要株式数は、公開株式数1,251株(募集株式数1,000株、売出株式数251株)を十分上回る状況であったこと
申告された需要件数が多数にわたっていたこと
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと
従いまして、発行価格は、上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株に対する市場の評価及び店頭登録日までの期間における価格変動リスク等を総合的に助案して、280,000円と決定いたしました。
なお、引受価格は、261,800円と決定いたしました。
- 10 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(280,000円)と平成16年11月5日に公告した商法上の発行価額(212,500円)及び平成16年11月15日に決定した引受価額(261,800円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 11 新株式に対する配当起算日は、平成16年9月1日といたします。

(注)10、11の全文削除

4 【株式の引受け】

欄内の数値の訂正

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成16年11月25日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき261,800円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき18,200円)の総額は引受人の手取金となります。

欄外注記の訂正

- (注) 1 上記引受人と平成16年11月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、新株式の発行は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。
- 2 UFJつばさ証券株式会社は、同社引受株式数の一部についてカブドットコム証券株式会社に販売を委託いたします。
- 3 引受人は、上記引受株式数の内25株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

欄内の数値の訂正

「払込金額の総額」の欄：「247,775,000円」を「261,800,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「231,775,000円」を「245,800,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
2 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注)1の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額245,800千円については、全額を新規出店等に係る設備資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式】

平成16年11月15日に決定された引受価額(261,800円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格280,000円)で売出し(以下「本売出し」という。)を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

欄内の数値の訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「66,515,000円」を「70,280,000円」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額」の欄：「66,515,000円」を「70,280,000円」に訂正。

欄外注記の訂正

- (注) 3 JAIC - ジャパン1 (エー)号投資事業組合業務執行組合員日本アジア投資株式会社及びJAIC - ジャパン1 (ビー)号投資事業組合業務執行組合員日本アジア投資株式会社の住所は、平成16年11月22日より東京都千代田区永田町2丁目13番5号に変更される予定です。

(注)3、4の全文削除

2 【売出しの条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

欄内の数値の訂正

「売出価格」の欄：「未定(注)7」を「280,000円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定(注)7」を「261,800円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)7」を「1株につき280,000円」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)8」を「(注)8」に訂正。

欄外注記の訂正

(注) 7 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金と同一の理由により決定いたしました。

引受価額は、「第1 募集要項」における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

8 元引受契約の内容

証券会社の引受株数 UFJつばさ証券株式会社 251株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき18,200円)の総額は引受人の手取金となります。

9 上記引受人と平成16年11月15日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約締結後、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、本売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた証券会社から返還されます。